

### 2020年秋季要求書の回答

12月4日(金)当局より2020年秋季要求書の回答がありました。今後執行部で検討し、駐車場問題や特勤手当の件も含めて要求実現に向けて交渉していきます。以下に一部を抜粋して紹介します。

#### 2020年秋季要求書に対する回答

I、基本賃金、諸手当について	
要求事項	回答
2 新型コロナウイルス感染症対応に係る特殊勤務手当支給において、新型コロナウイルス感染症患者専用病棟、救急外来に配属され勤務した職員にたいしては船橋市、県病院局並みに、患者に直接接触する作業については日額4000円、感染症患者、感染の疑いのある者がいる区域で作業した職員については日額3000円を支給すること。	新型コロナウイルス感染症対応に係る特殊勤務手当については、医療従事者としての役割、院内で勤務するほかの職員との均衡、近隣自治体病院の状況等を考慮したうえで令和2年8月28日付で提案させていただきました。この内容で支給させていただきたいと考えております。
3 医療センターの職員に対しても、市が支給した「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者慰労金」に相当する支給範囲で手当を検討、支給すること。	市が支給した慰労金については業務内容の如何に関わらず「対象医療機関において「対象期間に10日以上勤務実績」がある者」を一律に支給対象としております。当院においては新型コロナウイルス感染症に対応する業務については「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務」であることを勘案し、特殊勤務手当で支給することとして貴団体に提案を行ったところであり、市が支給した慰労金に相当する支給範囲で手当を支給することは考えておりません。
4 55歳昇給停止を廃止し、最低でも千葉県水準の1号アップを図ること。	55歳超の昇給抑制については、貴団体に提案を行い平成25年4月1日に施行したところですが、現行制度でご理解願います。
5 運用昇格基準の改善を図り、2級、3級の在級年数の短縮を図ること。	昇格については、行政組織上の必要に応じて規則及び運用の昇格基準に基づき厳格に取り扱っておりますが、基準の変更については、変更後の影響及び今後のラスパイレス指数の推移を踏まえ、研究してまいります。
III、再任用職員、定年延長について	
要求事項	回答
8 再任用職員の期末手当の支給率を会計年度任用職員と同率にすること。	職員の給与につきましては、人事院勧告を尊重しつつ、国・県及び近隣市等との均衡等を総合的に勘案し、情勢適応の原則に則り、適正化に努めているところです。現行制度でご理解願います。
11 定年延長に伴い、退職金の削減は行わないこと。	定年を段階的に引き上げるにあたっては、国・県及び近隣市等との均衡等を総合的に勘案したうえで検討し、貴団体と誠実に協議・交渉に応じてまいります。
IV、会計年度任用職員に関すること	
要求事項	回答
12 会計年度任用職員の2020年人事院勧告に伴う一時金の削減は行わないこと。	令和2年11月18日付にて、会計年度任用職員の令和2年12月期における期末手当の支給割合は引き下げないものとし、「1.3月」とする旨提案したところです。
13 会計年度任用職員の休暇制度について、常勤職員との均衡を図ること。 ① 現行病気休暇について、拡充を図ること。 ② 特別休暇について常勤職員に準じた内容とする。	会計年度任用職員の休暇制度整備にあたっては、昨年度貴団体に説明をさせていただいたところです。国の非常勤職員の制度を上回る有給での病気休暇を維持しているところであり、均衡の観点からも病気休暇の拡充や常勤職員に準じた特別休暇とすることは困難ですので、ご理解願います。
17 看護補助者については、下記の事をおこなうこと。 イ) 1病棟に最低3人の配置し、仕事の軽減を図ること。 ロ) 看護補助者の制服のクリーニングは看護師同様ロッカー一室で受け渡し可能にすること。 ハ) 看護補助者のロッカースペースを広くすること。	イ) 病院事業の企画・立案・執行及び職員の配置については、交渉事項と考えておりません。ただ、人員の不足につきましては継続して看護補助者の確保に努めているところです。 ロ) 看護補助者制服のロッカー一室における受渡しについては、事業者と検討しております。 ハ) 職員数の増加等により、他職種の職員も含めて十分なロッカースペースを確保することが困難となっております。新たな更衣室の設置も建物のキャパシティからして困難ですのでご理解願います。



V、人員などに関わること		
20	残業縮減に当たっては、仕事量に見合う人員を配置し、正規職員の増員で対応すること。また夜勤の回数、連続での夜勤を減らすこと。	病院事業の企画・立案・執行及び職員の配置については、交渉事項と考えておりません。夜勤の回数、連続での夜勤につきましては、職員の家庭の状況にあわせ、職員と相談し勤務時間等の配慮はしておりますが、病院の運営の観点から完全に本人の希望通りの勤務というのは難しいものと考えております。
21	夏季特別休暇の完全取得ができるように、今年の実績状況を分析し、適切な人員配置、増員などによって、完全取得させること。	夏季休暇の完全取得に向け、今後も適正配置等に努めてまいります。
VI、労働環境について		
23	労働基準法では労働時間が8時間を超える場合は1時間以上の休憩を労働時間の途中で一斉に与えなければなりません。現実には15分の休憩がとれず残業している実態があります。当局として調査し、医療現場の特殊性から分割での休憩取得や昼休憩を1時間とするなどその対策を示すこと。	労働時間が8時間を超える場合に少なくとも1時間の休憩時間を確保することについては、「時間外勤務命令をする際の注意点」として令和2年9月29日付で各所属長宛て通知を行っております。このなかで終業時刻から15分の休憩を与えることができない場合については、休憩時間をずらすなどして労働基準法等に規定されている休憩時間の確保について配慮するよう通知しております。
24	12月末までに有給休暇が5日間取得出来なかった職員が配置されている職場を提示し、その対策を示すこと。	昨年度に引き続き、一定の時点において年次有給休暇の取得状況を集計して、年次有給休暇の取得を促してまいります。
25	パワハラ・セクハラ等のハラスメントの存在は、労基法改正もあり病院経営にも大きなダメージを与えます。ハラスメントの実態調査を定期的実施し、根絶を図るためにも、繰り返し研修等による周知徹底と対策の強化を図ること。	ハラスメントに対する理解を深めるため、令和元年度は12月上旬に管理職を対象としたハラスメント研修を実施しました。令和2年度においても昨年度の未受講者及び監督職等を対象としたハラスメント研修を11月に2回実施しております。引き続き研修等を行い、周知徹底等を図ってまいります。
26	有給休暇の取得率向上を図るため、取得率が低い職場・職種などについて、年次有給休暇の取得促進、計画的取得など積極的な取り組みをさらに進め、取得率の向上を図ること。また「積み立て年次有給休暇制度」などの制度創設も検討すること。	年次有給休暇の取得促進については、令和2年5月7日付「年次有給休暇の取得促進について」にて院内で周知を図っているところです。昨年度に引き続き、一定の時点において年次有給休暇の取得状況を集計して、年次有給休暇の取得を促してまいります。また、制度については現行通りでご理解願います。
31	育児のための部分休業の申請が、人員不足欠員のために申請通り取得出来ないことがないようにすること。	部分休業については、各職員の家庭生活の必要性に応じて申請・取得していると考えております。具体的な相談があれば対応を検討してまいります。
32	子のための看護休暇の取得要件を緩和し、家族サポート休暇とすること。また子のための看護休暇の対象範囲を孫まで拡大すること。	取得要件の緩和、対象範囲の拡大といった更なる制度の拡大は困難でありますので、ご理解願います。
33	育児のための部分休業を小学校修了まで延長すること。	現時点では、更なる制度の拡大は困難でありますので、ご理解願います。
34	2019年人事院勧告報告「仕事と家庭の両立支援」において、「不妊治療と仕事の両立支援も重要な課題であり」「不妊治療を受けやすい職場環境の熟成等を図っていく」としています。菅新内閣においても不妊治療の保険適用が検討されており、性別に関わりなく取得出来る不妊治療休暇を創設すること。	当院としても国の動向を注視してまいります。
35	妊娠、出産、育児休業、介護休業等の取得によって、職員の勤務環境が害されることの無いよう相談に応じるなど適切に対応し、必要な体制の整備を図ること。	希望する職員が取得できるよう制度の周知を行っていくとともに、相談があれば随時応じてまいります。
38	祝日勤務が多い職員に配慮し、祝日の代休が取れるよう配慮すること。	祝日の代休が取れるよう配慮しておりますが、病院の運営の観点から勤務をしてもらうことがあり、その際は時間外勤務手当にて対応いたします。
39	管理職によって残業や休暇などの労務管理にばらつきが無い様に、公正公平になるように徹底すること。	時間外勤務及び休暇等の運用について、引き続き所属長に周知して参ります。
41	早番など公共交通機関が運行していない時間帯でのタクシー使用代金は、全額認めること。	勤務後に公共交通機関(バス)が終了していた場合、自己負担なくJR船橋駅や新京成電鉄三咲駅までタクシーを利用できるよう2,400円を上限にタクシー代金を病院で負担しております。現行通りでご理解願います。
42	仮設駐車場の路面整備を進め、利用料負担者のみの駐車場とし、利用料も半減するよう見直しをおこなうこと。	仮設駐車場について、状態の悪い部分は順次整備を進めているところです。現時点において利用料負担者のみの駐車場を設置することは過去の経緯から困難ですので、現行通りでご理解願います。また、新たな仮設駐車場を整備する際には整備費のほか維持管理費等が追加が必要になりますが、令和2年11月5日に回答させていただいたとおり据え置かせていただくことを予定しております。